将来的には、登録情報を基にした技能者の能力 評価基準の策定やきめ細かな賃金体系の検討を進 める予定である。また、厚生労働省とも連携し、 システムを活用した技能者の処遇改善施策も検討 することとしている。

今後は、システムへの登録手続きや利用方法の 説明会を開催し、準備が整い次第、登録申請の受 付を開始する予定である。システムの運用開始後 は、1年で約100万人の技能者の登録、開始後5 年を目途に全ての技能者の登録を目指し、国土交 通省としても、今後も建設業関係団体等と協力し ながら、システム稼働に向けて引き続き取り組ん でいく。

② 教育訓練の充実強化

技能労働者の育成に関しては、若年者の減少に加え、教える側と教えられる側の世代間ギャップといった課題もあり、中小企業の多い専門工事業者等では、個社で教育訓練を実施することが難しくなっている。このような状況の中で、将来を担

う人材を育成していくためには、これまで以上 に、体系的・実践的な教育訓練が重要となってき ている。

個々の職場のOJTでは難しい基礎的・体系的な、また現場に則した訓練等を実施してきた富士教育訓練センターにおいて、この度、共用棟・宿泊棟の建替工事が完了した。現在、本館・教室棟の建替工事が進められており、同センターが建設産業の教育訓練の中核的な役割を果たすことがますます期待されている。

また、地域の専門工事業者等が協力して職人を 育成する動きも全国で進められている。現在、 (一財) 建設業振興基金と共同で地方の人材育成 の活動に対し支援を行っているところであり、引 き続き各地の優れた取組みの支援と、ノウハウの 展開に努めていく (図ー6)。

(3) 若者・女性の活躍

平成26年8月に、建設業5団体と国土交通省が「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」を

- 〇職人技能の継承を行うには、職人不足の現状に加え、<u>教える側と教えられる側の世代間ギャップが歴然と存在するため</u>、教える側を教える追加的コスト負担が必要。一方、中小零細企業の多い専門工事業者では、個社でコストを負担することが困難。
- 〇この点、育成塾は、個社で負担が困難なコストを社会的コストとして一定負担し、専門技能のスキルアップはもとより、
- ①同志意識の醸成("同じ釜の飯")②キャリアアップ・ライフプランの見える化等にも寄与し、<u>若年層の入職促進・離職防止策として高い効果が期待</u>される。
- ○既存の教育訓練施設だけでは、職人などの各地方の建設産業の担い手育成のキャパシティが不足。 また、既存施設のメニューは、主に躯体系の職種が中心。
- ○今後は、閑散期における別用途での活用を通じ、ひとづくり・地域経済活性化(地方創生)につながる取組みにも期待。

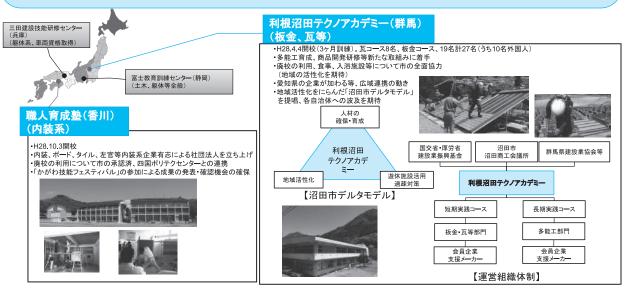


図-6 民間発意の職人育成塾設立の意義

共同で策定し、女性の更なる活躍を建設業の国内 人材確保・育成策の柱の一つに位置付け、官民一 体となった取組みを開始した。国土交通省では, 平成28年度に、女性職員を採用する経営者向け のセミナーや女性リーダー育成プログラムを実施 するとともに、自身の進路を決めようとする女 性・若者等に建設業の魅力を発信するため.「建 設業女性活躍キャンペーン」を展開した。平成 29年度は、女性の活躍に向けて取り組む建設企 業等が抱える具体的な課題を相談窓口にて受け付 け、相談内容に応じて適切な専門家が課題解決の 支援を実施する。併せて、女性の活躍に向けて取 り組む建設企業等の代表者等による意見交換会と して、全国会議と地域単位のブロック会議を開催 し、各企業の取組みやコンサルティング支援での 事例を共有し、女性活躍推進に向けて求められる こと等を議論する予定である (図-7)。

また、平成25年8月に「建設産業戦略的広報 推進協議会」を設置し、建設業界・学識者・行政 が連携して継続的な情報発信を行っている。具体 的には、①総合ポータルサイト「建設現場へGO!」の企画・運営、②小中高校生向けの学校キャラバンの実施、③毎年夏の「子ども霞が関見学デー」への参加等を通じて、建設産業に対するイメージ向上や、将来の就職先を考える若者へのPR強化を行っている。平成29年度は、地方でも小中高校生に建設業に接し、体験していただく機会を設けるため、学校キャラバンの全国展開を開始する予定である(図-8)。

(4) 働き方改革の推進

建設業は、他産業と比較して、就業規則等で定められた年間所定内労働時間が長い傾向にある(建設業 1,918 時間、全産業 1,609 時間)(厚労省「毎月勤労統計調査」)。また、建設業の平均的な休暇日数は 4.60 日 /4 週となっている(日建協「時短アンケート」)。建設業は、他産業と比較して、年間所定外労働時間に大きな差はない(建設業 160 時間、全産業 132 時間)(厚労省「毎月勤労統計調査」)が、大手ゼネコンの技術者の所定外

〇 平成26年8月、「16 ・ 平成26年8月、「16 ・ 「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」を建設業5団体と共同で策定し、5年で女性技術者・技能者の倍増をめざして17 によって女性の更なる活躍に向けて各種取組みを推進中



図-7 建設業における女性の活躍が、更なる女性の活躍を生む『好循環』へ

- O <u>建設業界・外部有識者・行政が一体で、生徒・児童に建設業の魅力を発信するキャラバンを実施。</u>
- 〇 平成26年度は高校4校、27年度は高校・普通高校・中学校・小学校各1校で開催。
- 平成28年度は高校3校、中学校1校、小学校1校で開催。

◇平成26年度、平成27年度の開催実績 【平成26年度の開催実績】 対象・人数 協力団体等 学校名 埼玉県立熊谷工 業高等学校 (株)大林組 (株)鈴木組 建築科 2年生 35名 埼玉県立熊谷工 業高等学校 清水建設(株) 大網建設(株) 埼玉 土木科 1年生 40名 埼玉県立大宮工 業高等学校 (株)大林組 (株)鈴木組 建築科 1年生 80名 東京都立田無工 業高等学校 東京 都市工学科 (株) J M他 千葉県立東総工 業高等学校 【平成27年度の開催実績】 学科名 対象・人数 協力団体等 学校名 さいたま市立 新和小学校 6年生 27名 (公社) 土木学会 (株)アキュラホーム 「一社)埼玉県左官業協会 さいたま市立 春里中学校 1年生 260名 大和ハウス工業(株) (公社)土木学会 埼玉 埼玉県立春日部 工業高等学校 建築料 2年生 75名 (株) J M 他 2年生 53名 埼玉県立 鳩山高等学校 普通科 情報管理科 2年生 42名 【平成27年度の開催風暑】 9411

◇平成28年度の開催状況及びプログラム事例

【平成28年度の開催状況】 協力団体等 東京都立葛西 工業高等学校 東京 建築科 2年生 39名 (株) J M (一社) 埼玉県左官業協会 大和ハウス工業(株) (株) JM 佐藤興業(株) 日本工業大学 さいたま市立 大宮西中学校 1年生 138名 2年生 161名 埼玉 千葉県立安房拓心高 等学校 総合学科 土木工学系列 千葉 2年生 24名 千葉県鉄筋業協同組合 (株)アキュラホーム (株) J M 大和ハウス工業(株) さいたま市立 大谷口小学校 埼玉 年生 94名 神奈川県立磯子工業 高等学校 神奈川 建設課 2年生 36名 全国クレーン建設業協会神奈川支部

【さいたま市立大宮西中学校「学校キャラバン」開催プログラム】

<個別の展示・体験プログラム>

- ① ドローン飛行、工事現場 V R 体験、3 D プリンタ制作物展示 ② ロボットスーツ装着、クールベスト装着、狭小空間探索ロボット操作
- ③ 「しっくい」と「こて」を使った壁塗り体験
- シリング工法による塗装体験 ⑤ CAD紹介・体験、建築製図と模型展示、サーモグラフィー環境計測 <講義>
- ① 建設産業の紹介45 分(資料、クイズ、映像資料等で実施)
- ② 女性技術者による講話、映像上映
- ③ 工業高校による建築科の紹介

図-8 学校キャラバンの開催実績・プログラム事例

鳩山高校

労働時間は、外勤では約80時間/月(約960時 間/年), 内勤では約40時間/月(約480時間/ 年)と長い(日建協「時短アンケート」)。

春日部工業高校

春里中学校

新和小学校

今般、総理、関係閣僚及び有識者から構成され る「働き方改革実現会議」において,「働き方改 革実行計画」が策定され(平成29年3月28日), 長時間労働の是正を図る観点から、時間外労働に ついて罰則付きの上限規制が導入されることとな り、建設業についても、改正法施行の5年後に、 他産業と同様の上限規制を適用することとなった。

建設業についての労働時間規制の見直しのポイ ントは,①十分な猶予期間の設定,②災害時の復 旧、大雪時の除雪等に支障が生じないような制度 設計、③発注者の理解と協力を得るための仕組み である(図**-9**)。

今後の取組みとしては、この「働き方改革実行 計画」に基づき、適正な工期設定、適切な賃金水 準の確保、週休2日の推進等の休日確保に向け、 発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置 し、制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用

に向けた必要な環境整備を進め、併せて業界等の 取組みを支援する予定である。また、技術者・技 能労働者の確保・育成やその活躍を図るための、 制度的な対応を含めた取組みを進め、施工時期の 平準化, 全面的な ICT の活用, 書類の簡素化, 中小建設企業への支援等による生産性の向上に取 り組んでいく予定である。

(5) 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進

平成28年12月に成立・公布され、平成29年 3月に施行された「建設工事従事者の安全及び健 康の確保の推進に関する法律」に基づき,「建設 工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的 な計画」が平成29年6月に閣議決定された(図 - 10)。この基本計画は、建設工事従事者安全健 康確保推進会議及び専門家会議の議論等を踏まえ て策定されたものである。

この基本計画においては、法律で規定している 基本理念について、より具体的に基本的な方針と して明記している。

- 〇 今般、総理、関係閣僚及び有識者から構成される「働き方改革実現会議」において、「働き方改革実行計画」が策定され(平成29年3月28日)、長時間労働 の是正を図る観点から、時間外労働について罰則付きの上限規制が導入されることとなり、建設業についても、改正法施行の5年後に、他産業と同様の上 限規制を適用することとなった。
- 建設業についての見直しにあたってのポイントは以下のとおり。
 - ①十分な猶予期間の設定 ②災害時の復旧、大雪時の除雪等に支障が生じないような制度設計 ③発注者の理解と協力を得るための仕組み

	現行規制	見直しの内容「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日決定)
	≪労働基準法で法定≫	≪同左≫
原則	(1)1日8時間・1週間40時間	
	(2) 36協定を結んだ場合、 協定で定めた時間まで時間外労働可能	ポイント2
	(3) <u>災害復旧や大雪時の除雪など、避けることができない事由により</u> <u>臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能</u> (労基法33条)	
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	≪厚生労働大臣告示:強制力なし≫	≪ <u>労働基準法改正により法定</u> : <u>罰則付き</u> ≫
36協定 の限度	(1)・原則、月45時間かつ年360時間	(1)・原則、月45時間かつ年360時間
	・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし(年 6 か月まで)(特別条項)	 特別条項でも上回ることの出来ない年間労働時間を設定 ① 年720時間(月平均60時間) ② 年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合に も上回ることの出来ない上限を設定 a.2~6ヶ月の平均でいずれも80時間以内 b.単月100時間未満 c.原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限
	(2)・建設の事業は、(1)の適用を除外 ポイント	(2) 建設業の取り扱い ・施行後5年間 現行制度を適用 ・施行後5年以隆 一般則を適用。ただし、災害からの復旧・復興 「に限り、上記(1)②a.b.は適用しない(※) ※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、 復旧・復興の場合でも対象とならないことがある。
かなの取組 2 ポイント3		

今後の取組み

- 適正な工期設定、適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等の休日確保に向け、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置
- 制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組みを支援
- 技術者・技能労働者の確保・育成やその活躍を図るための、制度的な対応を含めた取組み
- 施工時期の平準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等による生産性の向上

図-9 建設業における時間外労働規制の見直し

はじめに 現状と課題

- ・建設工事の現場での災害により、年間約400名もの尊い命がなくなっていることを重く受け止め、災害撲 滅に向けて一層の実効性のある取組みを推進する必要がある。
- ・一人親方等は、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、特段 の対応が必要である。
- ・建設工事従事者の高齢化が進行している中、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。

第1 基本的な方針

- 1. 適正な請負代金の額、工期等の設定
- 2. 設計、施工等の各段階における措置
- 3. 安全及び健康に関する意識の向上
- 4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

第2 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な精算等

- (1)安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等
- ・安全衛生経費については、実態を把握するとともに、それを踏まえ、適切かつ明 確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検 討し、実施する
- (2)安全及び健康に配慮した工期の設定
- 休日等の日数を確保するなど適切な工期が定められる等の環境を整備する。
- ・施工時期を平準化する等、計画的な発注を実施する。
- 2. 責任体制の明確化
- 3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施
- (1)建設業者間の連携の促進

(2) 一人親方等の安全及び健康の確保

- 一人親方等が業務中に被災した災害を的確に把握する。
- 一人親方等に対して、安全衛生に関する知識習得等を支援する。
- (3)特別加入制度への加入促進等の徹底
- 一人親方で特別加入していない者の実態を把握し、一人親方に対する労災保険の 特別加入制度への加入の積極的な促進を徹底する。

4. 建設工事の現場の安全性の点検等

- (1)建設業者等による自主的な取組みの促進
- (2) 工法や資機材等の開発普及の促進
- •i-Constructionを推進するとともに、生産性向上にも配意した安全な工法等の研究 開発及び普及を推進する

5. 安全及び健康に関する意識の啓発

- (1)安全衛生教育の促進
- (2)安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組みの促進

第3 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策
- (1)社会保険等の加入の徹底
- ・法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及 び社会保険等の加入の徹底について実効性のある対策を推進する。
- (2)建設キャリアアップシステムの活用推進
- (3) 「働き方改革」の推進
- ・適正な工期設定、週休2日の推進等の休日の確保、適切な賃金水準の確保等、 建設業における働き方改革を進める。

2. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

- (1)労働安全衛生法令の遵守徹底等
- 労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底を図る。
- ・労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層 の普及のため、実効性のある対策を講ずる。
- (2)墜落・転落災害防止対策の充実強化
- 3. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた先進的取組み

4. 基本計画の推進体制

- (1)関係者における連携、協力体制の強化
- (2)調査・研究の充実

5. 施策の推進状況の点検と計画の見直し

・策定後2~3年で調査等を行った上で、本基本計画に検討を加え、必要があると 認めるときには、速やかにこれを変更する。

図-10 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画

この基本的な方針を実現するために政府が総合 的かつ計画的に講ずべき施策としては、安全及び 健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算を 行い. 下請負人まで確実に支払われるような実効 性のある施策を検討・実施することとし、また、 安全及び健康に配慮した工期として、休日等の日 数を確保するなど適切な工期が定められる等の環 境を整備することとしている。また, 一人親方等 については、業務中に被災した災害を的確に把握 した上で、安全衛生に関する知識習得等を支援す ることとし、併せて、労災保険に特別加入してい ない者の実態を把握し、積極的な加入促進を徹底 することとしている。さらに、建設業者等による 自主的な取組みの促進については、災害事例の分 析の充実や安全衛生活動の取組みの公開等を通じ た建設業者の活動に対する支援、建設工事完了時 等における建設業者の安全衛生管理を評価する取 組みの促進、建設業者等による自主的な研修会・ 講習会等の取組みの促進、安全性の点検・パトロ ールを行う者の能力向上や労働安全・衛生コンサ ルタント等の活用、元請負人と下請負人との立場 の違いを超えた連携等を促進することとしている。

上記の他、安全及び健康の確保に関する施策を 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項と

して、社会保険等の加入の徹底、建設キャリアア ップシステムの活用推進、働き方改革の推進、労 働安全衛生法令の遵守徹底等, 2020 年東京オリ ンピック・パラリンピック競技大会に向けた先進 的な取組みを進めることとしている。

また、施策の進捗状況に関して、基本計画策定 後2~3年目に調査等を行った上で、基本計画に 検討を加え、必要があると認めるときには、速や かにこれを変更することとしている。

今後、厚生労働省等の関係機関や業界団体等と も連携して、この基本計画に基づいて、建設工事 従事者の安全及び健康の確保の推進を図るための 施策を進めていく。

3. おわりに

建設産業の担い手を確保・育成し、定着させて いくためには、継続的に施策を展開していくこと が必要である。これからの建設産業を支える若年 層にとって、建設産業がより魅力的な産業になる よう. 引き続き官民挙げて取り組んでいく考えで ある。